

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年9月30日
発信課	旭川市保健所健康推進課
担当者	鈴木
連絡先	電話 0166-25-9848
	FAX 0166-26-7733
	E-mail haru_suzuki@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <b>その他</b> (該当する分類を囲むこと。)
日程	令和元年10月1日 ~令和2年1月31日
発表項目 (行事名)	令和元年度高齢者等インフルエンザ予防接種を実施します
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 対象者 旭川市に住民登録されている方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方 (1) 接種当日に65歳以上の方 (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方</p> <p>2 実施期間 令和元年10月1日(火曜日)から令和2年1月31日まで(金曜日)</p> <p>3 接種対象回数 実施期間中1回のみ</p> <p>4 接種料金 自己負担金1,510円(市民税非課税世帯員,生活保護受給世帯員は自己負担金免除)。</p> <p>5 接種場所 市内約170か所の医療機関</p>
添付資料	<b>有</b> ・ 無 「令和元年度高齢者等インフルエンザ予防接種のお知らせ」(A4・2枚) 「インフルエンザ予防接種 実施医療機関一覧」(A4・1枚)
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 高齢者等インフルエンザ予防接種のお知らせ

旭川市では、予防接種法に基づき、10月1日(火)から65歳以上の高齢者の方などを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。希望される方は、インフルエンザの流行に備えて、できるだけ早めに接種を受けましょう。

## 1 対象者



接種当日、旭川市に住民票があり、  
(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方

- (1) 接種当日に65歳以上の方
- (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、  
心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルス  
による免疫機能のいずれかに障害等級1級  
相当の障害がある方

※(1)(2)に該当しない方は本予防接種の対象外であり、費用は全額自己負担です。

## 2 実施期間

令和元年10月1日(火)  
～同2年1月31日(金)

## 3 実施場所

### 掲載されている医療機関

※掲載されている医療機関以外で接種した場合は、本予防接種の対象外であり、費用は全額自己負担です。

※実施日時や予約の要・不要などについて、事前に各医療機関にお問い合わせください。



## 4 接種料金(自己負担金)

1,510円

※生活保護受給世帯、または市民税非課税世帯の世帯員の方は免除。

※接種後に自己負担金を払戻すことはできません。

## 5 接種回数

### 実施期間中1回

※2回目以降は本予防接種の対象外であり、その分の費用は全額自己負担です。

## 6 持ち物

### ●接種当日65歳以上の方

健康保険証や運転免許証など、本人及び住民登録上の住所・年齢等を確認できるもの

### ●60歳以上65歳未満で対象の方

身体障害者手帳

### ●自己負担金が免除になる方

「8 自己負担金が免除になる方の証明について」を参照。

※接種の際に「証明に必要なもの」の提示がなければ免除になりません。)

## 7 副反応について

次のような症状があらわれることがあります。

- 注射の後の腫れや痛み
- 発熱、寒気、頭痛、だるさ
- まれに、けいれん、運動障害や意識障害

※接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。なお、本予防接種によって重篤な副反応が発生し、因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合には、医療費及び医療手当等、予防接種法による一定の給付を受けられる場合があります。

## 8 自己負担金が免除になる方の証明について

**注意) 接種の際に、次の証明になるものの提示がない場合は免除になりません。提示せず費用を支払った場合、払い戻しはできません。**

免除対象者	証明に必要なもの																																																																																															
「1対象者」に該当する方で <b>生活保護受給世帯の世帯員</b>	<b>保護手帳</b> (有効期間が平成32年・令和2年4月30日までのもの)																																																																																															
「1対象者」に該当する方で <b>市民税非課税世帯の世帯員</b> ※世帯全員が非課税でなければ対象となりません。 <b>①、②のいずれか</b>	<p><b>①平成31年度介護保険料納入通知書</b> ※再発行不可 (65歳以上の方に介護保険課から7月に郵送しています。)</p> <p>※ 「保険料の計算」頁の左下にある「保険料計算の内訳(あなたの保険料の内訳)」部分の「<b>世帯課税区分欄</b>」が「<b>非課税</b>」と記載されているもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><small>(お願い：この納付書は直接機械で処理しますので折り曲げたりしないでください。)</small></p> <p>平成31年度(平成31年度分) 介護保険料 納入通知書 (普通徴収)</p> <p style="text-align: center;">旭川市長</p> <p>次とおり決定・変更しましたので各納期限までに納めてください。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">見本</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>期別保険料額</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="2">保 険 料</th> <th colspan="3">普通徴収の納期限等</th> </tr> <tr> <th>特別徴収額 円</th> <th>普通徴収額 円</th> <th>期 別</th> <th>納 期 限</th> <th>納期限変更 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">2月の保険料が年金からの引き去り(特別徴収)の方は、4月、6月、8月にも同額の保険料を引き去ります。(8月の保険料は変更される場合があります。)</p> <p style="text-align: right;">年間保険料額 円</p> <p style="text-align: right;">被保険者番号 宛名番号</p> <p style="font-size: x-small;">詳しい賦課内容は15頁をご覧ください。</p> </div> <p>問合せ先：健康推進課保健予防係 ☎25-9848</p> <p><b>②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</b> (有効期限が令和2年7月31日までのもの。)</p> <p>※ <b>適用区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」と記載されているもの</b></p> <p>※ 後期高齢者医療制度に加入されている方が、必要に応じて申請した場合に、国民健康保険課から交付されるため、全ての方がお持ちのものではありません。</p>	月	保 険 料		普通徴収の納期限等			特別徴収額 円	普通徴収額 円	期 別	納 期 限	納期限変更 年 月 日	4月						5月						6月						7月						8月						9月						10月						11月						12月						1月						2月						3月						計						合計		円			
月	保 険 料		普通徴収の納期限等																																																																																													
	特別徴収額 円	普通徴収額 円	期 別	納 期 限	納期限変更 年 月 日																																																																																											
4月																																																																																																
5月																																																																																																
6月																																																																																																
7月																																																																																																
8月																																																																																																
9月																																																																																																
10月																																																																																																
11月																																																																																																
12月																																																																																																
1月																																																																																																
2月																																																																																																
3月																																																																																																
計																																																																																																
合計		円																																																																																														

## 市民税非課税世帯の世帯員の方で上記の①または②をお持ちでない場合

**「非課税世帯確認証」**を発行します。(「1対象者」の(2)に該当する方で非課税世帯の世帯員の場合も、この証明の提出により接種料金の免除を受けられます。)

発行を受ける場所	保健所健康推進課保健予防係(第二庁舎3階) または <b>各支所</b> 郵送・電話での請求はできません。お手数ですが窓口にお越しください。
持ち物	<p><b>1 世帯全員の印鑑</b></p> <p><b>2 手続きに来られる方の身分証明書</b>(運転免許証, 健康保険証など)</p> <p>※委任状(手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合)</p> <p>※今年1月以降に転入してきた方は「<b>前住所地の課税証明書</b>」</p>

問合せ先：保健所健康推進課保健予防係 旭川市7条通10丁目第二庁舎3階 ☎25-9848



医療機関名	住 所	電話番号
<b>【西地区】</b>		
旭川レディースクリニック	3条通2丁目	25-3110
高木小児科医院	3条通2丁目	22-7831
坪倉循環器科内科クリニック	3条通3丁目	22-6515
丸谷病院	4条通5丁目	25-1111
吉田病院	4条西4丁目	25-1115
Keiクリニック (訪問診療中の方のみ対応)	4条西4丁目	25-0115
おおしま内科	4条西7丁目	24-3888
旭川赤十字病院 (入・通院中の方のみ対応)	曙1条1丁目	22-8111
あけぼの循環器科 内科クリニック	曙1条5丁目	25-2102
だてクリニック (通院中の方のみ対応)	曙1条5丁目	22-1515
くにもと病院	曙1条7丁目	25-2241
メイブル病院 (入・通院中の方のみ対応)	曙1条8丁目	22-7245
<b>【中央地区】</b>		
たかはし耳鼻咽喉科・ アレルギー科クリニック	宮下通7丁目	23-4133
むとう内科医院 (12月末まで)	宮下通7丁目	25-3355
北彩都病院	宮下通9丁目	26-6411
くまいクリニック	宮下通9丁目	24-8733
あけ美肌クリニック	宮下通9丁目	23-7101
クリスタル橋内科クリニック	1条通6丁目	22-9600
整形外科内科吉田医院	3条通9丁目	29-1021
唐沢病院	4条通9丁目	23-3165
かねた皮膚科クリニック	4条通10丁目	23-2737
佐久間病院	5条通7丁目	22-1111
森産科婦人科病院	7条通7丁目	22-6125
森山病院	8条通6丁目	22-4151
沼崎病院	8条通8丁目	23-2090
<b>【大成地区】</b>		
高桑整形外科一条クリニック (通院中の方のみ対応)	1条通14丁目	23-2029
はらだ病院	1条通16丁目	23-2780
小倉内科医院	3条通13丁目	23-4697

医療機関名	住 所	電話番号
銀座通内科クリニック	3条通15丁目	24-2233
大西病院	4条通11丁目	26-2171
菊池外科医院	4条通12丁目	23-4213
大橋耳鼻咽喉科医院	4条通12丁目	23-1770
岩田病院	4条通13丁目	23-2201
和田産婦人科医院	4条通15丁目	23-3521
森本内科医院	4条通16丁目	23-5732
中島病院	4条通16丁目	24-1211
旭川キュアメディクス	6条通15丁目	23-3127
<b>【各条17～26丁目・宮前・南】</b>		
なかの呼吸器科 内科クリニック	1条通18丁目	34-1159
平澤循環器・内科クリニック	1条通23丁目	33-2700
旭川厚生病院	1条通24丁目	33-7171
清水内科医院	1条通25丁目	34-2617
旭川ベインクリニック病院 (入・通院中の方のみ対応)	4条通17丁目	22-2003
四条はらだ医院	4条通18丁目	32-1810
整形外科進藤病院	4条通19丁目	31-1221
寺島耳鼻咽喉科医院	4条通19丁目	33-6051
木原循環器科内科医院	4条通22丁目	35-5555
旭川十条病院	9条通21丁目	35-2111
旭川脳神経外科 循環器内科病院	10条通21丁目	33-2311
サクラ咲くクリニック	宮前1条4丁目	39-3488
南4条クリニック	南4条通22丁目	31-3132
<b>【豊岡】</b>		
呼吸器内科・内科 とおるクリニック	豊岡2条7丁目	38-8088
豊岡内科整形外科クリニック	豊岡3条6丁目	35-0561
豊岡産科婦人科医院	豊岡4条1丁目	31-6801
佐藤内科医院	豊岡4条3丁目	32-3366
やまがた内科クリニック	豊岡4条6丁目	32-3461
及川医院	豊岡4条8丁目	35-2661
豊岡中央病院	豊岡7条2丁目	32-8181

医療機関名	住 所	電話番号
豊岡小児クリニック	豊岡8条4丁目	35-3303
はしづめクリニック	豊岡9条7丁目	38-3210
はやし内科胃腸科 小児科医院	豊岡13条5丁目	33-2277
とくひろ整形外科クリニック	豊岡14条7丁目	37-8822
<b>【東光・旭神】</b>		
道北勤医協一条通病院 (入・通院中の方のみ対応)	東光1条1丁目	34-2111
道北勤医協一条クリニック	東光1条1丁目	34-1136
千代田クリニック	東光1条6丁目	31-7821
さとう整形外科胃腸科医院	東光3条3丁目	32-6322
東光やわらぎ泌尿器科	東光3条6丁目	37-0300
ふくい内科小児科医院	東光4条6丁目	32-8200
脇坂内科医院	東光6条2丁目	39-3900
石川内科	東光6条3丁目	35-8811
大山内科医院	東光7条6丁目	33-7676
ひしやま外科皮膚科 クリニック	東光8条10丁目	35-8888
東光クリニック	東光9条3丁目	37-4800
あおぞらクリニック (通院中の方のみ対応)	東光9条6丁目	33-8600
東光中央医院	東光10条2丁目	33-6161
ながのこどもクリニック	東光11条3丁目	39-1154
なかむら耳鼻咽喉科医院	東光13条2丁目	33-3387
おうみや内科クリニック (12月末まで)	東光14条5丁目	39-3636
もみの木アレルギー科 こども医院	東光17条9丁目	35-6761
リバータウンクリニック (12月末まで)	旭神2条3丁目	66-0766
<b>【東旭川】</b>		
東旭川病院	東旭川北1条6丁目	36-2240
大田内科・消化器科 クリニック	東旭川南1条1丁目	36-8338
林医院	東旭川南1条5丁目	36-1021
旭川圭泉会病院	東旭川町下兵村	36-1559
愛生病院	東旭川町共栄	34-3838
<b>【新富・東・金星町】</b>		
しんとみ内科クリニック	新富2条1丁目	21-3600

医療機関名	住 所	電話番号
長南クリニック	東5条6丁目	24-4494
市立旭川病院	金星町1丁目	24-3181
<b>【本町・旭町・大町・川端町・錦町・緑町】</b>		
もとまち皮ふ科クリニック	本町3丁目	55-4112
藤井病院	旭町1条3丁目	51-1411
しだ内科医院	旭町1条15丁目	51-1717
森山メモリアル病院	旭町2条1丁目	55-2000
あさひまちクリニック	旭町2条4丁目	51-3330
三上神経内科クリニック	旭町2条6丁目	54-8121
土田こどもクリニック	旭町2条10丁目	55-0202
若山クリニック	旭町2条13丁目	51-3686
道北勤医協旭川北医院	大町2条14丁目	53-2111
相川記念病院 (通院中の方のみ対応)	大町2条14丁目	51-3421
株本整形外科医院	川端町6条10丁目	53-1116
たちばなクリニック	錦町15丁目	55-2240
錦町おおしま耳鼻咽喉科	錦町15丁目	50-3387
にしきまち通りクリニック	錦町16丁目	46-8100
北星ファミリークリニック	錦町19丁目	53-0011
真口内科小児科医院	緑町17丁目	54-1221
<b>【住吉・春光・春光台】</b>		
佐藤内科小児科医院	住吉4条2丁目	51-0962
並木通りクリニック	春光3条7丁目	59-7390
柴田医院	春光3条8丁目	51-3067
春光腎クリニック (通院中の方のみ対応)	春光4条7丁目	74-7470
旭川神経内科クリニック	春光4条9丁目	46-8511
おおき内科クリニック	春光5条5丁目	51-5445
春光台クリニック	春光台4条3丁目	59-2828
北海道療育園 (入所中の方のみ対応)	春光台4条10丁目	51-6524
<b>【花咲町・末広・末広東・東鷹栖】</b>		
旭川医療センター	花咲町7丁目	51-3161
旭川泌尿器科クリニック (通院中の方のみ対応)	末広1条4丁目	53-7007

医療機関名	住 所	電話番号
池田内科医院	末広1条5丁目	52-1241
とびせ小児科内科医院	末広2条1丁目	52-0111
松本呼吸器・内科クリニック (11/5移転予定)	末広2条6丁目 (末広1条10丁目)	50-3311 (76-6167)
佐野病院	末広3条3丁目	52-1177
たかはし整形外科クリニック	末広3条3丁目	52-7200
いまだ耳鼻咽喉科	末広4条1丁目	53-3387
フクダクリニック	末広5条7丁目	57-8810
吉野耳鼻咽喉科	末広6条4丁目	55-1000
みやざき内科 小児科クリニック	末広東1条1丁目	54-7171
旭川消化器肛門クリニック	末広東1条3丁目	54-1788
五十嵐クリニック	東鷹栖1条1丁目	57-2120
<b>【永山】</b>		
永山腎泌尿器科クリニック	永山2条7丁目	46-5500
博愛内科クリニック	永山2条16丁目	48-5111
今本内科医院	永山2条20丁目	48-2562
永山ベインクリニック	永山3条4丁目	49-2775
永山消化器・内視鏡内科	永山3条4丁目	47-7140
大雪病院	永山3条7丁目	48-6661
高桑整形外科永山 クリニック	永山3条11丁目	48-5276
ながやまキッズファミリー クリニック	永山3条13丁目	49-7770
永山池田クリニック (12月末まで)	永山3条22丁目	40-1230
旭川三愛病院	永山4条6丁目	47-6666
永山内科・呼吸器内科 クリニック	永山4条10丁目	46-5511
道北勤医協ながやま医院	永山5条11丁目	46-2211
永山循環器科クリニック	永山7条4丁目	47-3838
かなせき耳鼻咽喉科医院	永山7条5丁目	46-1133
杉本こども・内科クリニック	永山7条5丁目	46-0003
都丸内科クリニック	永山7条10丁目	46-0038
ながやま一番通りクリニック	永山7条10丁目	49-1771
なかむら整形外科クリニック	永山7条16丁目	49-5777
パワーズ内科胃腸科 クリニック	永山11条4丁目	46-1919

医療機関名	住 所	電話番号
<b>【神楽・神楽岡・緑が丘】</b>		
神楽神経科内科医院	神楽3条2丁目	62-3311
道北勤医協旭川医院	神楽3条4丁目	61-1117
のなか気管食道耳鼻咽喉科	神楽5条13丁目	60-3333
神楽岡泌尿器科	神楽岡5条5丁目	60-8580
きくち小児科医院	神楽岡5条5丁目	65-3100
神楽岡医院	神楽岡5条6丁目	66-3003
山下内科循環器科 クリニック	神楽岡6条5丁目	66-1800
村上内科小児科医院	神楽岡14条3丁目	65-2235
旭川南病院	神楽岡14条7丁目	65-2220
まつい内科クリニック	緑が丘3条3丁目	65-1629
旭川リハビリテーション病院	緑が丘東1条1丁目	65-0101
旭川医科大学病院 (入・通院中の方のみ対応)	緑が丘東2条1丁目	65-2111
緑が丘クリニック	緑が丘東4条1丁目	66-2002
丘のうえこどもクリニック	緑が丘南1条2丁目	66-6006
<b>【神居・忠和・高砂台】</b>		
うすき医院	神居2条1丁目	63-1025
かむい耳鼻咽喉科クリニック	神居2条10丁目	61-3551
滝山内科医院	神居2条12丁目	61-0988
サンビレッジクリニック	神居2条18丁目	61-5500
やまもとこどもクリニック	神居2条21丁目	60-4976
内科循環器科はやし クリニック	神居3条5丁目	61-3414
神居整形外科医院	神居3条6丁目	61-2171
神居ペインクリニック	神居3条9丁目	62-8600
神居やわらぎ泌尿器科	神居3条9丁目	63-2225
みうら小児科クリニック	神居3条10丁目	60-1313
鈴木内科クリニック	神居7条12丁目	61-6663
いわはら整形外科クリニック (12月末まで)	忠和4条5丁目	69-2330
寺澤内科・胃腸科クリニック	忠和4条6丁目	60-3855
尾崎内科小児科医院	忠和5条5丁目	61-1965
忠和クリニック (通院中の方のみ対応)	忠和5条6丁目	69-2500
旭川高砂台病院	高砂台1丁目	61-5700

※予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関へお問い合わせください※